飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年10月14日

飯塚市長　　武　井　政　一

飯塚市規則第46号

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年飯塚市規則第31号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第2(第18条、第20条、第23条関係)
<table>
<tr><th>原因</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>1　(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>2　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>3～25　(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table></td><td>別表第2(第18条、第20条、第23条関係)
<table>
<tr><th>原因</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>1　(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>2　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>3～25　(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。